

令和4年第1回（2月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

令和4年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次
第1日(2月15日)

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会・開議宣告(午後1時39分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定について	4
会議録署名者の指名	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	5
日程第4 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	6
日程第5 議案第2号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	9
日程第6 議案第3号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	10
日程第7 議案第4号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	12
日程第8 議案第5号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	13
議了宣告	16
広域連合長の閉会挨拶	16
閉会宣告(午後2時23分)	16
会議録署名	17

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第34号
令和4年2月15日（火曜日）国保会館6階大会議室

出席議員

1番	八	條	範	彦
2番	西	田		浩
6番	林	田	浩	秋
8番	陶		範	昭
9番	高	本	訓	司
10番	塚	本	裕	三
12番	大	本	千香	子
13番	鈴	木	深由	希
14番	近	藤	久	子
15番	網	谷	芳	孝
16番	石	原	賢	治
17番	井	上	佐智	子
18番	大	下	正	幸
19番	沖	也	寸	志
20番	山	口	晃	司
21番	下	岡	憲	国
22番	諏訪	本		光
24番	中	本	正	廣
25番	服	部	泰	征
26番	尾	尻	康	二
27番	藤	井	照	憲
28番	久保田		龍	泉

欠席議員

3番	海	徳	裕	志
4番	石	橋	竜	史
5番	北	川	一	清
7番	大	川	弘	雄
11番	西	本		章
23番	瀧	野	純	敏

説明員

広域連合長	平	谷	祐	宏
広域連合事務局長	道	下	克	典
広域連合事務局次長兼総務課長	藤	井	伸	朗
業務課長	野	田	一	生
総務課企画財政係長	出	合	真	純

業務課課長補佐兼賦課収納係長 森 川 茂 夫

議事補助員

議会事務局長 金 築 由 美
議会事務局長次長 山 口 晶
書記 菊 池 亜由美

議事日程（第1号）

（令和4年2月15日 午後1時39分開議）

- 日程第1 議席の指定について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第 6号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
日程第4 議案第 1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第 2号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第 3号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第7 議案第 4号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第8 議案第 5号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（八條範彦）

ただいまの出席議員 22 名であります。地方自治法第113条により定足数に達しておりますので、ただいまから、令和 4 年第 1 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。
広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

皆さんこんにちは。令和 4 年第 1 回広域連合議会の定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

さて、本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は全国的に感染拡大が続いておりますが、全国に先掛けて「まん延防止等重点措置」の適用となった広島県においては、早期に対策を実施したことで、感染の急拡大は抑えられているものの、依然として新規感染者数は高水準で推移しております。各市町におかれましては、3 回目のワクチン接種など感染拡大防止の取り組みと共に、行政サービスの機能を維持し、必要な業務の継続のため、御尽力されていることと思います。

当広域連合といたしましては、引き続き、感染防止対策を徹底した上で、国・県の動向をしっかりと把握し、市町や関係機関と連携を図りながら、適切な運営に取り組んで参ります。

さて、来年度は保険料改定の年であるため、保険料率の増加の抑制と安定した財政運営の双方の観点から、保険料率の設定について算定作業を進めてまいりました。本定例会では、その令和 4 年度・5 年度の保険料率の設定に関する条例改正のほか、令和 4 年度当初予算などの重要案件を提出させていただいてます。

どうぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いたします。

○議長（八條範彦）

この際、御報告いたします。理事者側の説明員として、平谷広域連合長、道下広域連合事務局長、藤井事務局次長兼総務課長、野田業務課長、総務課出合企画財政係長、業務課森川課長補佐兼賦課収納係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配付いたしました「例月出納検査」及び「令和 3 年度定期監査結果」について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので、御報告いたします。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第1号）のとおりでございます。この日程によって議事を進めて参りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（八條範彦）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（八條範彦）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席といたします。

なお、本日の「会議録署名議員」として6番 林田議員、24番 中本議員を指名いたします。

△ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（八條範彦）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（八條範彦）

御異議なしと認めます。よって会期を本日1日間と決定いたします。

△ 日程第3 「議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（八條範彦）

次に日程第3「議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷祐宏）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。

「議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」でございます。

本案は、空席となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。

議案書の履歴書にございますように、高垣廣徳氏は、現在、東広島市長として御活躍中であり、学識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。

何とぞ、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（八條範彦）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（八條範彦）

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。本件に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（八條範彦）

御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第4 「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

○議長（八條範彦）

次に日程第4「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件の説明を求めます。長くなりますので、座って説明いただいて結構です。

◎広域連合事務局長（道下克典）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（道下克典）

ただ今上程されました議案について、御説明申し上げます。

私が「議案書」及び「議案資料」について御説明をし、別紙資料につきましては、業務課長から御説明をいたします。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

議案書の1ページ及び別冊1の「令和4年第1回広域連合議会定例会議案資料」の1ページをお開きください。説明は、議案資料の方でさせていただきます。

「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」でございます。「1 趣旨」を御覧ください。令和4年度及び令和5年度の2年間、財政の均衡を保つことができる保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料賦課限度額の引き上げについて、所要の改正を行うものでございます。

なお、この保険料率の設定に当たりましては、広域連合長の諮問機関であります学識経験者等から構成される運営審議会において御審議いただき、1月19日、運営審議会会長から「承認する」旨の答申をいただきましたので、このたび広域連合議会へ提案させていただくものでございます。

「2 内容」を御覧ください。「（1）保険料率の改定」でございますが、令和4年度及び令和5年度の保険料率を、表の右の列に記載のとおり、所得割率は0.0867、均等割額は4万5,840円に改めます。「（2）保険料賦課限度額の改定」でございますが、保険料の上限を64万円から66万円に改めます。「3 施行期日」は、令和4年4月1日でございます。

以上、「議案書」及び「議案資料」について御説明を申し上げます。

次に別紙資料について、業務課長から御説明をいたします。

◎業務課長（野田一生）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

業務課長。

◎業務課長（野田一生）

それでは、別紙資料「令和4年度及び令和5年度の後期高齢者医療保険料率の設定について」御説明を申し上げます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

1ページ「1 保険料率の算出方法」を御覧ください。保険料につきましては、まず令和4・5年度の2年間で必要となる、医療給付費などの費用の見込み額から、国からの負担金・調整交付金などの収入の見込み額を控除した額を、保険料収納必要額として算出をいたします。

そして、この保険料収納必要額を予定保険料収納率で割り戻した額が、保険料として賦課すべき保険料賦課総額となります。

保険料は、均等割と所得割の合計で構成をされておりまして、この保険料賦課総額において、均等割の総額と所得割の総額の保険料率の割合を「1対所得係数」で設定いたしますけれども、本広域連合の場合、「1対1」、「50%対50%」に設定をしております。

「2 保険料率の算定の基礎数値等」を御覧ください。「（1）被保険者数」でございます。被保険者数につきましては、本広域連合において、直近のデータから令和3年度の被保険者数を推計いたしまして、令和4・5年度の年齢到達者数の調査あるいは死亡等の異動要因を考慮して、算定しております。令和4年度は44万3,000人、対前年度伸び率は2.8%、令和5年度は46万2,000人、対前年度伸び率4.3%を見込み、2年間で計90万5,000人としております。

次の2ページをお開きください。「（2）医療給付費」でございます。医療給付費につきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が拡大した影響等により、対前年度伸び率はマイナス3.3%と大幅な減少となりました。国は、この影響分を見込むかどうか等については、各広域連合の実情に応じて判断することとしておりますことから、本広域連合におきましては、この影響分を見込まないことといたしまして、令和2年度から5年度までの医療給付費を、平成27年度、29年度及び令和元年度の一人当たり医療給付費の伸び率から推計をいたしました。

さらに、令和4年度は、全体で0.94%引き下げられる診療報酬改定の影響分と、10月から導入される窓口2割負担の影響分を、国から示された率と式により算出して差し引きまして、医療給付費4,306億4,270万2,201円、一人当たり医療給付費の対前年度伸び率はマイナス1.3%と算定をしております。

また、令和5年度につきましても、窓口2割負担の影響分を、国から示された率と式により算出をいたしまして差し引き、医療給付費4,492億9,701万800円、一人当たり医療給付費の対前年度伸び率はほぼ横ばいと算定をしております。これにより、令和4・5年度の2年間の医療給付費は、8,799億3,971万3,001円となるものでございます。

「（３）予定保険料収納率」につきましては、令和２年度実績に基づきまして、99.6%としております。「（４）後期高齢者負担率」につきましては、約１割の後期高齢者の保険料負担を２年ごとに見直すものでございます。国からは、11.72%が示されました。「（５）賦課限度額」につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されまして、66万円に増額をされております。

「３ 剰余金の活用による保険料の増加抑制」でございます。令和３年度決算見込みでは、後期高齢者医療特別会計から生じる剰余金を約100億円と見込んでおります。この剰余金のうち、90億円を活用することにより、保険料の増加抑制を図ります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響等による不測の事態により、緊急の支出が生じた場合の対応のため、残る10億円は保留をいたします。

次の３ページをお開きください。「４ 保険料率の算出」でございます。まず、「（１）保険料賦課総額」を御覧ください。これまで御説明した数値により算定した保険料賦課総額を表に示しております。この表中、保険料賦課総額は、表の下から２行目でございますが、現行の保険料算定時は約802億円、今回は、約830億円となっており、約27億円、3.42%の増加となっております。

次に「（２）保険料率（案）」でございます。先ほどお示した保険料賦課総額を基に、保険料率を算出した結果でございます。均等割額は、4万5,840円となりまして、現行と比べて611円の減少、所得割率は、8.67%となり、現行と比べて0.17ポイントの減少となっております。

一人当たりの賦課額は、9万1,678円となり、1,221円、1.32ポイントの減少となっております。

次のページ、４ページをお開きください。参考といたしまして、公的年金収入のみの単身世帯を算出条件とした、現行の令和３年度と令和４・５年度での保険料率による年間保険料額の比較を記載しております。

なお、今後の予定といたしましては、市町への周知を行うとともに、被保険者の方に対する、広域連合ホームページや市町広報誌による周知、広報等を予定をしております。

以上で、「議案第１号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

ありがとうございます。

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第5 「議案第2号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」

○議長（八條範彦）

次に、日程第5 「議案第2号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。なお、予算の説明につきましては、長くなりますので、座って説明いただいて結構です。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。大変恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

まず、議案書の3ページをお開きください。「議案第2号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1千円を追加し、予算の総額をそれぞれ14億6,795万7千円とするものです。

4ページを御覧ください。この補正の内容について御説明いたします。まず、歳入です。「3款 1項 財産運用収入」1千円の追加は、定期預金により運用しております、財政調整基金預入額が当初の見込みを上回ることから利子収入を増額したものです。

続きまして、隣の5ページを御覧ください。歳出です。「2款 1項 総務管理費」1千円の追加は、先ほどの財政調整基金の利子収入の増額に伴い、財政調整基金への利子積立金を増額したものです。

以上、上程されました議案につきまして概要を説明いたしました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第6 「議案第3号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

○議長（八條範彦）

次に、日程第6 「議案第3号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。座って説明をさせていただきます。

それでは、議案書の6ページをお開きください。「議案第3号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から、それぞれ8,959万4千円を減額し、予算の総額をそれぞれ4,436億5,728万円とするものです。

その隣の7ページを御覧ください。この補正の内容について御説明いたします。まず、歳入です。「2款 2項 国庫補助金」6,169万円の減額は、保健事業・介護予防一体的実施事業に係る委託料等が当初の見込みを下回ることから、調整交付金及び後期高齢者医療制度事業費補助金を減額したものです。

続いて「6款 1項 財産運用収入」5万7千円の追加は、給付準備基金の預入額が当初の見込みを上回ることから、利子収入を増額したものです。

ひとつ飛びまして、「10款 3項 雑入」396万6千円の追加は、一部負担割合の変更などに伴う被保険者等からの返納金が当初の見込みを上回ることから増額をしたものです。

続きまして、8ページをお開きください。歳出です。まず、「1款 1項 総務管理費」37万5千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する保険料減免の広報に対する市町補助金を計上したものです。なお、財源は、全額国からの補助金です。

「3款 1項 特別高額医療費共同事業拠出金」402万2千円の追加は、著しく高額な医療給付に対して交付される特別高額医療費共同事業交付金の財源となる当該拠出金が当初の見込みを上回ることから増額をしたものです。

「4款 1項 健康保持増進事業費」1億43万5千円の減額は、歯科健康診査事業において、受診者見込み数の減少などに伴い、通信運搬費及び委託料を減額したこと、また、保健事業・介護予防一体的実施事業において、事業の実施市町数が当初の見込みを下回ることなどから委託料を減額したものです。

その下、「5款 1項 基金積立金」5万7千円の追加は、給付準備基金の利子収入の増額に伴い、積立金を増額したものです。

続いて、「7款 1項 償還金及び還付加算金」638万7千円の追加は、市町への保険料還付金が当初の見込みを上回ることから増額をしたものです。

続いて、隣の9ページを御覧ください。第2表 債務負担行為の追加補正です。これは、令和4年度の事業のうち、令和3年度中に委託契約をし、準備を進める必要のある事務代行業務委託料のうち「葬祭費データ作成業務委託料」この1事業について、債務負担行為を設定するものです。

以上、上程されました議案につきまして概要を説明いたしました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第7 「議案第4号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（八條範彦）

次に、日程第7 「議案第4号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

今度は議案書の方になりますが、議案書の10ページをお開きください。「議案第4号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてです。

本予算は、第1条にありますように一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ14億5,841万1千円とするものです。また、第2条にありますように一時借入金 の限度額を5千万円と定めています。

歳入歳出の詳細につきましては、別冊4「令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計当初予算説明書」により御説明いたします。別冊4の4ページをお開きください。

まず、歳入について主なものを御説明します。「1款 分担金及び負担金」です。これは、各市町からの事務費分賦金で、予算額は14億4,983万2千円で、歳入の99.4%を占めており、前年度比1億4,416万1千円の増としています。増額の理由は、特別会計への事務費繰出金が増加したことなどによるものです。これは、後ほど特別会計の議案でも御説明いたしますが、令和4年10月から窓口2割負担が導入されることに伴って必要となる費用に関するものです。

続いて、歳出についてです。引き続きこの冊子の18ページをお開きください。「1款 議会費」、これは、広域連合議会の開催及び運営に関する経費で、予算額は、前年度と同額の272万1千円を計上しています。

20ページをお開きください。「2款 総務費」です。この20ページから27ページまでが「1項 総務管理費」で、派遣職員給料等負担金をはじめ、事務所の借上げに係る使用料及び賃借料など、広域連合の運営に関する経費を計上しています。

26ページをお開きください。総務管理費の総額は、左下の計のとおり、3億7,098万6千円を計上しており、前年度比78万4千円の増としています。

続いて 28 ページの「2 項 選挙費」及び、30 ページの「3 項 監査委員費」につきましては、それぞれ前年度と同額を計上しています。

32 ページをお開きください。「3 款 民生費」は、特別会計への事務費繰出金として 10 億 7,930 万 9 千円を計上しており、前年度比 1 億 4,812 万 7 千円の増としています。

34 ページの「4 款 公債費」及び、36 ページの「5 款 予備費」につきましては、それぞれ前年度と同額を計上しています。

38 ページ以降は給与費の明細書です。

以上、上程されました議案につきまして概要を説明いたしました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 8 「議案第 5 号 令和 4 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（八條範彦）

次に、日程第 8 「議案第 5 号 令和 4 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。座って説明させていただきます。

議案書の方になりますけれども、議案書の13ページをお開きください。「議案第5号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてです。本予算は、第1条にありますように、予算総額を歳入歳出それぞれ4,349億4,176万円とするものです。

後期高齢者医療制度は、2年の特定期間ごとに財政計画を立て、保険料率を設定し、運営することとされておりまして、令和4年度は特定期間の1年目で、先ほど説明させていただきました新保険料率の算定基礎数値を基に予算編成を行っております。第2条につきましては、地方自治法の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

16ページをお開きいただきまして、「第2表 債務負担行為」にありますように、新たに被保険者証等印刷封入業務につきまして、期間を令和5年度、限度額を101万7千円とした債務負担行為を設定しております。

13ページにお戻りいただきまして、第3条では一時借入金の限度額を20億円と定めています。

次の第4条は、歳出の「2款 保険給付費」の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合については、地方自治法の規定により、同一款内で各項間の流用により処理をさせていただくことを定めたものです。

続いて、恐れ入ります、別冊5「令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計当初予算説明書」により、主な内訳を御説明いたします。

別冊5の4ページをお開きください。歳入の主なものについてです。まず、「1款 市町支出金」です。「1項 市町負担金」のうち「1目 保険料等負担金」は、415億6,158万3千円で、対前年度比11億2,667万8千円の増となっています。これは、新保険料率の算定基礎とした被保険者数と一人当たり基準所得額等の推計から算出をしております。

続いて、「2目 療養給付費負担金」は、340億4,970万8千円で、対前年度比2億40万2千円の増としています。

続いておめくりいただき、6ページからは「2款 国庫支出金」、おめくりいただきまして10ページからは「3款 県支出金」、14ページからは現役世代からの医療給付費の約4割相当の支援金である「4款 支払基金交付金」、続いて16ページは「5款 特別高額医療費共同事業交付金」となっております。

続いて、18ページをお開きください。「6款 財産収入」は、後期高齢者医療給付準備基金の利子収入として20万4千円を計上しております。

続いて、20ページをお開きください。「7款 繰入金」「1項 一般会計繰入金」は、一般会計から特別会計への事務費繰入金で、10億7,930万9千円、前年度比1億4,812万7千円の増としております。

続いて、22ページの「2項 基金繰入金」は給付準備基金からの繰入金として32億7,434万6千円を計上しております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。恐れ入りますが、34 ページをお開きください。「1 款 総務費」は、被保険者証や医療費通知等の発送に係る役務費、各種電算システムの運用管理やレセプト点検、医療費適正化等に係る委託料など、後期高齢者医療制度の運営に係る事務経費で、総額で11 億 1,755 万 9 千円を計上し、前年度比 2 億 1,428 万円の増としています。

これは、先ほど一般会計の議案で御説明いたしましたが、令和 4 年 10 月から一部負担金に 2 割負担が導入され、被保険者証を 2 回送付する必要があることから、通信運搬費や被保険者証等印刷封入業務委託料が増となったこと、また、2 割負担導入に係るシステム改修の経費を計上したことなどによるものです。

続いて、38 ページをお開きください。38 ページから 45 ページにかけては、特別会計予算額の 99.5%を占めます「2 款 保険給付費」です。先ほど御説明しましたとおり、保険料率設定時の基礎数値により算定した額を基本として計上しておりまして、38 ページの「1 項 療養諸費」、40 ページをお開きいただいて「2 項 高額療養諸費」、42 ページの「3 項 葬祭費」、44 ページの「4 項 傷病手当金」を合わせて、恐れ入ります、別冊 5 の 3 ページにお戻りいただきまして、事項別明細書 右側の歳出の上から 2 段目、「2 款 保険給付費」のとおり 4,327 億 6,458 万 9 千円を計上しており、前年度比 20 億 3,002 万 5 千円の増としています。

続きまして、46 ページをお開きください。「3 款 特別高額医療費共同事業 拠出金」は、国民健康保険中央会が実施する特別高額医療費共同事業に係る拠出金で、下の計のところですが、1 億 8,178 万 7 千円を計上し、前年度比 3,586 万 4 千円の増としています。

48 ページをお開きください。「4 款 保健事業費」は、医療費の適正化や、後期高齢者の多様な健康課題に対応した保健事業を実施するための経費を計上したもので、下の計のところですが、7 億 9,041 万 3 千円、前年度比 9,664 万円の増としています。

以上、上程されました議案につきまして概要を説明いたしました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。

起立総員。よって、本件は可決されました。

○議長（八條範彦）

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。閉会にあたり、広域連合長の挨拶がございます。

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

令和4年第1回広域連合議会の定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、議決を賜りました。厚くお礼申し上げます。

引き続き、安定した制度の運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（八條範彦）

議員各位におかれましては、案件について、御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げます。これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時23分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 八條 範彦

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 林田 浩秋

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 中本 正廣